2　調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもって、同項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。

3　第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第一項第一号ただし書に規定する場合にあっては、当該九百メートル格子内の調査対象地。以下この項及び第十四条の二第二項において同じ。）の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一　第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画（第一項第一号ただし書に規定する場合にあっては、九百メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第十四条の二第一項第一号において同じ。）の区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二　三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）の中心において第一項第二号から第四号までの規定により第二種特定有害物質に係る試料採取等を行った結果、同号の測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものである場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

4　第一項第二号又は前項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において第一項第二号の土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壌の採取をもって、同号に規定する土壌の採取に代えることができる。

（公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条の三　調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

一　調査実施者は、調査対象地の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。

イ　試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1)　三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合　当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

(2)　三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合　当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画

ロ　試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1)　三十メートル格子内にある単位区画の数が六以上である場合　当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか五区画

(2)　三十メートル格子内にある単位区画の数が五以下である場合　当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二　調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。

イ　前号イに該当する場合　次に掲げる土壌

(1)　表層の土壌

(2)　深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(3)　帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

ロ　前号ロに該当する場合　次に掲げる土壌

(1)　表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

(2)　深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(3)　帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

三　前号（同号ロ(1)に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

四　第一号（同号ロに係る部分に限る。）の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等の対象とされた単位区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係る第二号ロの規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）を第二号ロに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。

五　前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

2　前項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第九条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

3　第一項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号の土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壌の採取をもって、同号に規定する土壌の採取に代えることができる。

第十一条第二項中「試料採取等対象物質（）を「当該試料採取等対象物質（）に、「に適合せず、かつ、当該試料採取等対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壌含有量基準」を「及び土壌含有量基準」に改める。

第十二条第一項中「「第五条」を削り、「及び試料採取等（次条において「試料採取等を行う区画の選定等」という。）」を「等」に改め、同条第三項中「第一種特定有害物質による汚染状態が次の」を「特定有害物質による汚染状態が次の」に改め、「（前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の第一種特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであった単位区画を除く。）」を削る。

第十三条第一項中「第五条」を「第六条」に改め、同条第二項中「試料採取等対象物質」を「当該試料採取等対象物質」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二　調査実施者は、第三条第一項の規定により把握した情報により、調査対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地が当該造成時の水面埋立て用材料に含まれる特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、第十条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。